

新たに、加盟員を対象とした 警備業者賠償責任保険団体制度を発足



令和4年6月1日スタート

年間保険料最大約35%割引！

一般契約よりも優位な補償をご提供！

多くの代理店で取扱い可能！

保険加入忘れの防止！

全額損金処理可能！

本年6月1日から、全警協が「警備業者賠償責任保険団体制度」を導入します。

この制度をご利用いただくことによって、加盟員各位は個別加入に比べ低廉な保険料で、警備業における賠償事故に備える総合的な補償を受けることができます。

この機会に、是非ご利用ください。

全警協では、警備業界で唯一の全国団体として警備業界の発展に資するため、加盟員の皆様にとってメリットある保険制度の構築について、保険会社数社からの提案を基に検討を重ねてきました。

加盟員にとってより良い保険制度となるように、①保険料金の低廉、②業務特性を踏まえた制度独自補償、③多くの代理店で取扱いが可能になる、といったメリットの提供が可能な制度構築を実現します。

令和3年度第3回理事会(令和3年10月7日開催)において、同制度の導入が承認され、令和4年6月1日のスタートに向け、鋭意準備を進めてきました。

加盟員の皆様には、順次ご案内させていただきますので、内容をご確認いただき、本制度のご利用を是非ご検討ください。

警備業者賠償責任保険団体制度の概要

契約者：一般社団法人 全国警備業協会

加入者：加盟員(警備業者)

被保険者が日本国内において警備業法に基づく保険証券に記載された警備業務を遂行することにより、他人の身体の障害又は他人の財物の損壊(滅失・破損・汚損・紛失もしくは盗取をいいます。以下同様。)が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

被保険者には、保険証券に記載された被保険者のほか、その下請負人を含みます。

また、警備業法に基づかない警備契約書に記載された付随業務により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

基本補償

1. 支払限度額(身体障害・財物損壊共通)1億～10億円
2. 本制度独自の補償(警備業法に基づかない警備契約書に記載された付随業務*)

*一般的な警備業者賠償責任保険では、警備業法に基づく業務によって発生した法律上の賠償責任しか補償されません。全警協の警備業者賠償責任保険団体制度には、独自の補償が付帯されており、警備契約書に記載された警備業務に伴う付随業務によって発生した法律上の賠償責任についても、補償対象になります。委託された業務はしっかりと警備契約書にご記載ください。

警備業者特別約款(特約一覧) (それぞれの支払限度額等は、募集パンフレットを参照)

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 特約① 人格権侵害補償特約 | 特約② 見舞費用補償特約 | 特約③ 初期対応費用補償特約 |
| 特約④ 訴訟対応費用補償特約 | 特約⑤ 使用不能損害補償特約 | 特約⑥ 鍵再作成費用補償特約 |
| 特約⑦ 現金・貴重品補償特約 | 特約⑧ 運送業務補償特約 | |

特長

団体のスケールメリットにより個別加入と比較して低廉な保険料になっています。

警備業における賠償事故を総合的に補償します。

年間包括契約であり、保険の加入忘れがありません。

保険料は全額損金処理が可能です。(令和4年4月現在)

(加盟員のメリット)

1. 保険料が一般契約に対して最大約35%割引されます。
2. 補償面で一般契約より優位なものが提供できます。
3. 制度幹事保険会社・制度非幹事保険会社の取扱いのある代理店であれば、既契約窓口の代理店を変えることなく加入することが可能になります。
4. 本団体保険は、加盟員を対象とした団体保険となっております。

制度運営団体	一般社団法人全国警備業協会
制度幹事保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
制度非幹事保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 (令和4年度現在)

●お問い合わせ●

令和4年4月下旬に制度幹事保険会社の三井住友海上火災保険株式会社より直接募集パンフレットを送付いたしました。本件に関するお問い合わせにつきましては、本制度取扱代理店にお問い合わせください。



パンフレットイメージ